

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年1月29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 12件

厚生年金保険関係 12件

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第2400795号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第2400098号

第1 結論

請求者のA社における平成15年8月31日の標準賞与額を150万円、同年12月26日の標準賞与額を58万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月31日及び同年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月31日及び同年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和38年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； ① 平成15年8月
② 平成15年12月

A社における請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録がない。

賞与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の請求期間当時の社会保険事務担当者から提出された「2003夏支給控除」及び「2003(1).12.26冬季賞与支給控除一覧」並びに請求者から提出された請求期間①に係る「2003年夏季賞与明細書」及び請求期間②に係る「2003年冬季賞与明細書」により、請求者は同社から請求期間①は291万1,000円、請求期間②は58万8,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（請求期間①は150万円（上限額）、請求期間②は58万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①の賞与支払年月日については、「2003夏支給控除」及び「2003年夏季賞与明細書」には記載がなく、請求者は現金支給であった旨陳述している上、確認できる資料がないことから、賞与支払月の月末と認定し、平成15年8月31日とすることが妥当であり、請求期間②の賞与支払年月日については、「2003(1).12.26冬季賞与支給控除一覧」及び請求期間当時の社会保険事務担当者の陳述により、同年12月26日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

元事業主は請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第2400982号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第2400099号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月3日の標準賞与額を21万6,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年12月3日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第75条本文該当) になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された請求者の請求期間に係る賞与明細一覧表により、請求者は、平成22年12月3日に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、21万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に

対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年7月31日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400983号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400100号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月3日の標準賞与額を19万6,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年12月3日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された請求者の請求期間に係る賞与明細一覧表により、請求者は、平成22年12月3日に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、19万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に

対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年7月31日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2400984号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第2400101号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月3日の標準賞与額を51万9,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年12月3日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された請求者の請求期間に係る賞与明細一覧表により、請求者は、平成22年12月3日に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、51万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に

対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年7月31日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2400985号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第2400102号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月3日の標準賞与額を78万3,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年12月3日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された請求者の請求期間に係る賞与明細一覧表により、請求者は、平成22年12月3日に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、78万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に

対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年7月31日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第2400986号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第2400103号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月3日の標準賞与額を63万6,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年12月3日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された請求者の請求期間に係る賞与明細一覧表により、請求者は、平成22年12月3日に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、63万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に

対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年7月31日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第2400987号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第2400104号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月3日の標準賞与額を21万6,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 女
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和32年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 平成22年12月3日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された請求者の請求期間に係る賞与明細一覧表により、請求者は、平成22年12月3日に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、21万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に

対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年7月31日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400988号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400105号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月3日の標準賞与額を55万8,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月3日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された請求者の請求期間に係る賞与明細一覧表により、請求者は、平成22年12月3日に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、55万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に

対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和6年7月31日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400989号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400106号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月3日の標準賞与額を68万5,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月3日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された請求者の請求期間に係る賞与明細一覧表により、請求者は、平成22年12月3日に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、68万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に

対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年7月31日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2400990号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第2400107号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月3日の標準賞与額を21万6,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年12月3日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された請求者の請求期間に係る賞与明細一覧表により、請求者は、平成22年12月3日に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、21万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に

対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年7月31日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第2400991号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第2400108号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月3日の標準賞与額を65万6,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和47年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 平成22年12月3日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された請求者の請求期間に係る賞与明細一覧表により、請求者は、平成22年12月3日に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、65万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に

対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年7月31日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400992号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400109号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月3日の標準賞与額を19万6,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月3日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された請求者の請求期間に係る賞与明細一覧表により、請求者は、平成22年12月3日に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、19万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に

対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年7月31日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。